

フランスにおける原発立地と裁判

淡路 剛久

はじめに

本稿は、フランスにおける原発立地の現状と裁判の動きを簡単に紹介することを目的とする。フランスの原発問題については、流血にまで至ったクレイ・マル

ヴィルの反原発闘争とか本年四月二八日のカーン行政裁判所決定のように、大きな事件があったときに断片的に簡単なニュースが伝えられるほか、わが国にはあまり詳細な情報が入らない。わたくしは、かつてフランスの原発問題の推移を一九七四年から一九七六年の動きを中心に紹介したことがある⁽¹⁾が、今回カーン行政裁判所の決定が出たのをきっかけに、もう一度、フランスの原発立地の現状を紹介しておきたい(今回は法律的な側面に焦点を絞ることにする)。

ただし、本稿執筆のためにほんの少し

の時間しかさくことができなかつたことと、裁判例に関する詳しい資料が不足しているために、本稿はあまりに簡単すぎたかもしれない。読者諸氏の寛恕を乞い、詳しい紹介は後日を期したいと思ふ。

(1) 拙稿「フランスにおける原発問題騒動記」公書研究六巻四号四三頁以下。

一 フランスにおける原発問題の概況⁽¹⁾

(1) フランスは「原子力開発優等生国」と呼ばれることもあるほど、原発開発に熱心である。とくに、中東戦争に端を発する石油ショックは、国内に石油資源を持たないフランスの指導者をして重大な危機感を持たせたに違いない。原発開発を強力に推し進めるべきことが一九

七四年の春に表明され、その年の秋、詳細なプログラムが発表されて原発開発が本格的に動きはじめる。すなわち、同年一月に政府は「原子力発電所の立地⁽²⁾」という小冊子を発表して、エネルギーの需要と生産、原子力発電所の構造と安全性、立地場所の調査研究と選択に関して、政府のプログラムを発表。他方、フランス電力公社(EDF)は同年中に数十の立地候補を示して具体的な場所の選定へと入っていった。

(2) この政府の原発プログラムは国民の間に大きな反応をひき起した。まず、ル・モンド紙をはじめとするジャーナリズムが原発についてキャンペーンをはり、「四〇〇人の科学者の署名運動」が、原発の危険について十分に知らされないかぎり原発の設置に反対するよう呼びかけてたちまち署名の輪を広げ、グルノーブル経済法律研究所は「原子力の代替

(3)と題する研究報告を発表して、節約とエネルギーの効率的利用により原子力エネルギーが公的予測の三分の一で済むことを発表した。政党や労働組合も見解を発表し、二大労組のうちの一つ、民主労働同盟(CFDT)などは「フランスにおける原子力発電⁽⁴⁾」と題する大部の報告書二冊を発表している。

地元住民や市民運動レベルの反応はきわめて先鋭である。とりわけ立地候補地として示されたところでは、大きな抵抗なしに誘致を決めた場合もないわけではないが、多くの地域では強力な反対運動が起り、あるいは住民投票を実施し、あるいは裁判に訴え、あるいは実力行使を展開して、原発立地に反対する意思が表明されてきた。後に紹介するフラマンヴィルは、いったんは住民投票で誘致を決めたが、その後反対が強くなり、裁判になってフランスとしてははじめての原発工事の中止(執行停止)を勝ち取ったところである。しかし、この裁判の紹介をする前に、少し視野を広げてフランスにおける原発立地の手続的規制および立地の現状を見ておく必要がある。

(3) なお、先の政府文書が出た一九七四年秋以降現在までに建設を終え、運転を開始しはじめた原発としては⁽⁵⁾、ピュージェニ、三号炉(アン県)、フェッセンアイム一、二号炉(オ・ラン県)、などがある(それ以前にすでに操業中のも

のとして(6) マルクール(ガール県)、シノンニ、三号炉(アンドル・ロワール県)、シューズ(アルダンヌ県)、サンローラン・デ・ソール、二号炉(ロワール・シエール県)、ビュシェー一号炉(アン県)、マルクール(ノエニックス)(ガール県)などがある)。

(1) 詳細は、拙稿・前掲四三頁以下参照。

(2) Localisation des centrales nucléaires, Décembre 1974.

(3) Alternatives au nucléaires, Réflexions sur les choix énergétique de la France, Février 1975.

(4) L'électronucléaire en France, 2 vols, Juin 1974, Avril 1975.

(5) J. Servant, Prescriptions réglementaires et pratique administrative en matière de sûreté des installations nucléaires, Nuclear power and its fuel cycle, vol 5, p. 171 et s.

(6) J. G. 及び J. G. による、拙稿・前掲四三頁、四四頁参照。

二 原発立地の手続的規制と立地の現状

(1) 原発立地の手続的規制としては、おおむね次の四つの場面が重要である。すなわち原発建設事業の「公益宣言」の手続 (la déclaration d'utilité publique)、原発施設設置の許可 (l'autorisation de création)、放射性気体および液体廃棄物に関する許可、冷却水採取および排出の許可、の四つである。以下簡単に見ておこう(1)。

(2) まず第一は、公益宣言の手続である。この手続は、本来は土地収用のときに必要とされ、土地の任意買収の場合には義務的でなかったが、現在では、一九七六年八月二四日の回状(2)により、すべての熱力発電所(石油火力、原子力発電所)に適用されるものとされている。次に述べる原発施設設置の許可申請に先立ってこの手続がなされるのがちつうである。

手続は、申請人が通産大臣 (Ministre de l'Industrie, du commerce et de l'artisanat) に対して公益宣言の申請をすむことによつてはじまる。この申請が一定の書類を添えてなされると、通産大臣はこれらを内務、建設、文化・環境、農林、厚生、社会保障等の各大臣に送付し、合同の審理が開かれる。他方、地方レベルでの審理が通産大臣の求めにより工鉱業局 (Le Service Interdépartemental de l'Industrie et des Mines) (S. I. M.) でおこなう開始される。このち

い、県知事は地方の関係機関(地方の各種の議員、市町村長、工、商、農の各団体等)に広くこの情報を伝えなければならぬものとされている。関係の諸機関から六週間以内に意見が提出されると、

S・I・Mがこれを集約して計画の修正などのために申請人に伝える。申請人は三週間以内にこれに答えなければならぬ。S・I・Mの長は、関係機関の意見と申請人の応答を調査し、公の聴聞 (l'enquête publique) に関する提案をこれに付して、通産大臣に送付する。通産大臣は、関係省庁の意見とS・I・Mの提案を考慮して「公益宣言に先立つアンケート」(l'enquête préalable à la déclaration d'utilité publique) に関する決定を下す。申請人がアンケートに必要な書類をS・I・Mに提出し、S・I

Mがこれに意見をつけて県知事に移送した後、県知事はアンケートの開始を命令 (arrêté) によつて宣言する。アンケートは、アンケート委員あるいは委員会によつて行われるが、元裁判官、元行政官、技師、農商工会議所のメンバー、その他の有識者等によつて構成されるのが普通の方法である。アンケートが実施されることは、新聞で知らされ、さらに関係市町村の役場に貼り出される。ふいふアンケートが実施され、一定の書類が縦覧に供され(環境影響評価書もこの中に含まれる)、利害関係人、その他一般の人の意見が聴取され、記録される。このアンケートは、事業の重大さによつても異なるが、ふつう六週間、二ヶ月続くこともある。アンケートが終ると、アンケート委員会がこれを三

〇日の間にまとめて調査に作製し(これは公表される)、申請人の応答(そのために一定の期間が与えられる)、県知事の意見等とともにこれがS・I・Mによつて総合されて通産大臣に伝えられる。通産大臣は、とくに文化・環境担当大臣の意見を聞いた後、コンセイユ・データの意見を求め、最後にデクレによつて公益の宣言がなされる。もちろん、このデクレについては争訟が可能である。

以上の手続において住民には告知、聴聞、争訟の機会が与えられていることに注意しておく必要がある。

第二は、原発施設設置の許可である。この許可手続は、一九六三年二月一日のデクレ(一九七三年三月二七日のデクレにより修正)によつて規制されている。

まず申請人によつて原子炉等の設置許可の申請が通産大臣宛にされる。この申請には安全性に関する第一次の報告書が添付され、それは原子力施設安全中央局 (Service Central de Sûreté des Installations Nucléaires) (S. C. S. I. N.) 〇に置かれる専門の研究所 (l'Institut de Protection et de Sûreté Nucléaires) の審査に付される。他方、この申請は関係大臣に伝えられ、さらに地方レベルの審査が行われるが、これは先に述べた公の聴聞の手続と同様であり、原子炉の場合、しばしば同一の手続でなされている。

ようである。S・C・S・I・Nは、地方でのアンケート、関係大臣の意見および専門研究グループの意見をまとめて、設置許可のためのデクレ案をつくり、これを大型原子力施設各省委員会 (Commission Interministerielle des Installations Nucleaires de Base) (C.I.I.N.B) に移送して意見を求める。C・I・I・N・Bは二ヵ月以内に意見を述べなければならぬ。こうして修正され、あるいはもとのままのデクレ案は、さらに厚生大臣に伝えられ、三ヵ月以内にその意見を述べよう求められる。

こうして、許可に至った場合には、許可のデクレが首相と通産大臣の名前で公布されるが、これには種々の条件がつけられる。この許可に対しては争訟を起すことが可能である。

第三に放射性気体および液体廃棄物、第四に、冷却水の採取および排出の問題がある。まず、前者は一九七四年一月六日のデクレ (放射性気体廃棄物) および一九七四年二月三日のデクレ (放射性液体廃棄物) により規制され、許可制 (政令により与えられる) がとられている。アンケート手続が必要なことは先の二つの場合と同じである。後者は、水規制に関する法律 (一九六四年二月一日六日法、一九七三年二月三日のデクレ) により規制されている。許可制に服すること (重要な河川の場合、県知事の命令

による)、アンケート手続の実施が必要なことなどこれまでの手続と同じであるが、詳細については省略する。

なお、以上のほか、原子力発電所の建設工事をはじめめる場合には、都市計画法の改正に従い (一九七七年七月七日のデクレ) 建設の免許 (permis de construire) が必要とされる。

(3) 以上が原発立地の手続的規制の概観であるが、かなりの数の原発がこれらの手続の途上にある。たとえば (a) 以下、一九七七年五月現在、公益宣言の手続の途中にあるものとしてカットノン一、二号炉 (モーゼル県)、シノン四、五号炉 (アンドル・ロワール県)、クリュアス一、四号炉 (アルデッシュ県)、サン・モリス・レタジール一、四号炉 (イゼル県)、ル・ヌラン一、四号炉 (ロワール・アトランティック県) などがあり、また、原子力施設設置許可申請の手続途中にあるものとして、グラヴリース一、四号炉 (ノール県)、サン・ローラン三、四号炉 (ロワール・シニール県)、パリュエール一、四号炉 (セーヌ・マリタイム県) などがある。さらに、右の両手続とも終えて、建設中のものとしては、ル・ブレヤニー、二号炉 (シロント県)、ル・ビュジェ二、五号炉 (アン県)、ダンピエール・アン・ビュルリイ一、四号炉 (ロワール県)、トリカスタン一、四号炉 (ドルーム県)、クレー・マルヴィール一号炉 (スーバ

イ・フェニックス) (イゼル県) などがある。なお、このほか、後に紹介するフランヴィル (マンシュ県) やパリュエール (セーヌ・マリタイム県) では敷地の整備などがはじめられている。

こうして、原発の名を挙げてみただけでも、フランスにおける原発開発の積極ぶりを見て取ることができよう。ただし、すでに述べたように地元住民や市民運動の反対も相当に強力であり、政府やEDFの期待どおり立地が進むかどうかは、必ずしも明らかではないといへるべきであろう。

(一) 1976年11月27日、Ministre de l'Industrie et de la recherche, La Sûreté nucléaire en France, 1976; Ministre de la culture et de l'environnement, Environnement infrastructures et industries, 1977; Ministère de l'Industrie, du commerce et de l'artisanat, L'organisation de la sûreté nucléaire en France, 1978; J. Servant, op. cit., p. 155 et s.

(二) Ministère de l'Industrie et de la recherche, Circulaire du 24 Août 1976, J. O. du 24 Novembre 1976.

(三) J. Servant, op. cit., p. 171 et suivantes.

三 原発立地をめぐる裁判

(1) 原発の立地をめぐる裁判は、これまでにもなかったわけではない。しかし、つい最近のカーン行政裁判所の決定を除いては、住民側が勝訴するものはなかったようである。詳しい資料がないので、手持ちの簡単な資料によって類型的に概観しておく、次のとおりである。

まず第一に、公益宣言の手続段階で訴えを起したものがあつた。この中にも、いくつかのタイプがあるが、その一つに、公益宣言の前段階で行われるアンケートの開始命令 (arrêté d'ouverture d'enquête) に対して、その取消を求めた訴訟がある。訴えを起したのは、「マルヴィールおよびビュジェの景観を守る会」 (Association de Sauvegarde des Sites de Malville et de Bugey) や「クラー・マルヴィール原発の公益宣言に先立つアンケートの開始命令の取消を求めた。しかし、クルノーブル行政裁判所は、一九七五年二月十七日、アンケートの開始の命令は単なる準備手続であつて原告らにかなる損害を与えるものではない」として請求を否定している。

その二は、公益宣言のデクレそのものに対する訴えで、これはコンセイニエ・デタに提起される。その例として、「プロヴァンスおよびローヌ平原を保存する生態運動委員会」 (Comité d'Action Ecologique pour le Sauvage de la Provence et de la Plaine du Rhone) が、ユーロディフ原発の公益宣言に対して起したものがあつた。アンケート委員が県のリストに載つていなかった、アンケ

ットの記録の縦覧に違法がある、デクレは安全のために必要な規定を含んでいない、等々の理由が述べられている。同じような訴えとしてグラヴェリン原発の公益宣言を定めたデクレに対して、「ダントクールの反公害委員会」(Comité Anti-Pollution de Dunkerque)、「フランス北部地球の友」(Les Amis de la Terre du Nord de la France)、「北の自然」(Nord Nature)、「原発の延期を求めるグラヴェリン人の委員会」(Comité Grave-Linours pour un Moratoire Nucléaire)という四つの団体が争ったものがある。これらは、未だ結論が出ていないようである。

第二に、原発施設設置の許可のデクレを争ったものがある。これはフエッセンアトム原発に関するもので、ガス・電気上級委員会の招集がなかったこと、地方アンケツトが行われなかったこと、条約によって定められた手続がとられなかったことなどを理由に、放射線防護の団体(『Association pour la Protection contre les Rayons Ionisants』)がデクレの取消を求めたが、コンセイユ・デタは一九七五年二月二八日の判決で、理由なしとして請求を棄却した。

第三に、司法裁判所へ急速審理手続(『reféré』)を求めたものがある。その例として、クレイ・マルヴィルの原発工事が公益宣言も、許可もなしになされてい

るとして、「マルヴィルおよびビュジェの自然を守る会」「ローヌ・アルプス自然保護連合」(La Fédération Rhone-Alpes de Protection de la Nature)およびスイスの団体が訴えを起したものである。リモン・クレイ・マルヴィル大審裁判所は、一九七七年五月五日の決定で、工事を先にはじめたことは違法な事実行使(voie de fait)とならないこと、「生活の質」に対する権利(Le droit à la qualité de la vie)は法律によって認められていないことなどを理由にして、申請を棄却した。もう一つ、フランスマンヴィル原発に関して、シェルブール大審裁判所に急速審理が提起された事件がある。申請人は「低ノルマンディー自然保護・改善研究地域委員会」(Comité Régional d'Etudes pour la Protection et l'Aménagement de la Nature en Basse-Normandie)および農民であり、EDFによって計画されている工事は、自然の保護に関する一九七六年七月一日法によって保護される自然空間と生態学的均衡を害する、と主張した。しかし、申請は認められなかった。なお、本案の判決はまだ出されていないようである。

(2) 一九七八年四月二八日に、カーン行政裁判所はフランスマンヴィル原発(加圧水型一四号炉一三〇万キロワット)に関する建設免許の執行停止(sursis d'

exécution)事件で申請人側の主張を認め、建設免許の執行の停止を命じた。これは原発訴訟における住民側の初の勝訴であった。

フランスマンヴィルは、ノルマンディー半島の先端に近い西海岸の小さな村である。シェルブールに近く、核燃料の再処理工場があるラ・ブーグの南十数キロメートルのところにある。かつては海底の鉄鉱山の基地であったが、十数年前に閉山され、以後過疎化が進んでいる。このフランスマンヴィルに原発建設の計画が持ち込まれたのは、一九七四年一月二日のことであった。営業税と雇傭につられて村議会はたちまち誘致を決議する。しかし、その後、一教師(この努力をきっかけにして、情報の収集、討論集会などが持たれ、しだいに反対運動が広がっていった。圧倒的に賛成であった村議会の議員の中から反対者があらわれ、村は真二つに割れることになった。こうして、とられたのが住民投票の途である。投票は、一九七五年四月六日に行われた。賛成四二八、反対二四八。結果は誘致と決まった。なお、同日に行われた地中海ポール・ラ・ヌヴェルの住民投票では誘致が否決されている。

こうして、いったんは誘致が決められたが、反対も強く、とくに一九七七年春の地方選挙でシェルブールが保革逆転してからは反対が激化したといわれている。

る。しかし、EDFは建設の手続を進め、一九七七年一月二日公益宣言を得、同三〇日に都市計画法に基づく建設の免許(permis de construire)を取得し、敷地の整備などをはじめた。これに対して、「フランスマンヴィル断崖農地グループ」(組合)(Le Groupement Foncier Agricole des Falaises de Flamanville, Société Civile)、「付近の農民および情報および反原子力闘争地域委員会」(Le Comité Régional d'Information et de Lutte Antinucléaire)がこの免許の取消(越権訴訟)を求め、さらに本案の判決が出るまでの執行の停止を求めた。以下で紹介するのはこの執行停止事件である。

なお、EDFは明らかに手続を急いでいたが、これは、環境影響評価制度を定めた、一九七六年七月一日自然保護法が、一九七八年一月一日から施行され、原子力発電所もこの規制に服することになるからであった。

(3) 決定文によると、申請人側の申請の内容はマンシユ県知事がEDFに与えた一九七七年一月三〇日の命令の執行の停止を求める、というものである。申請の理由は次のとおりであった。

建設の免許は越権として(en excès de pouvoir)裁判所に訴えられている。主張されている理由は重大である。すなわち、建設免許は、EDFが土地所有者の

資格もその他免許の申請をする何らの権利や資格も持たないのに、取用の命令以前に与えられた。本免許は、一九七六年七月一〇日法二条、および厚生大臣の許可を規定する原子力施設に関する一九六三年一月一日のデクレ(修正)に反して、環境大臣の意見も、厚生大臣の意見も聞かずに与えられた。一九六三年一月一日のデクレにより、免許は原発施設設置の許可以前に与えることはできない。建設計画によると、建設地の一部は海にさしかかっているが、築堤の許可(Concession)は免許後の翌一月六日に与えられたにすぎず、また國家に属さない施設の建設を海上に認めたことにより、本免許は違法である。本免許は、シェルブールの地域開発および都市計画のシェーマ(SDAU)を修正する一九七七年一月二二日のデクレおよびEDFの計画に公益を宣言した一九七七年一月二二日のデクレに基づいているが、これらは越権としてコンセイユ・データに提訴されており、その違法は、コンセイユ・データに提出した同じ書面を提出し、同じ理由を主張することにより、援用することができ。他方、損害が回復しうたい性質のものであるという条件は、とりわけ工事が開始されると、フランマンヴィル断崖が破壊されるという理由から、滴されている。

他方、マンシュ県知事は執行の停止に

せよ、取消にせよ申請の棄却(ないし却下)を基礎づける次のような意見書を提出した。すなわち、EDFは少なくとも土地の一部については、一九七七年一月二二日の公益宣言により取用するための資格を得ており、それゆえR四二二一条が規定するごとく、免許の申請を提出することができる。築堤の許可が建設の免許が出てから六日後にはじめて与えられたとしても、EDFはすでに公益宣言を与えられており、海上占有の許可も手続中であり、入札実施書(Charges)はすでに一九七七年一月九日に署名済みであるから、何人もEDFに許可が与えられることを疑わなかった。さらに判例によれば、免許の申請人は土地の表見的所有者とみなされなければならない。一九七六年七月一〇日法はすぐに実施に移されたわけではなく、その二条は一九七八年一月一日にはじめて施行されたのである。しかも、環境影響評価は部分的に実施されており、一九七四年には海洋開発ナショナル・センターによる調査が、土地の調査も漁業国立研究所の調査と併行して行われ、これがEDFによって環境保護のために考慮されている。R四二二一条は、許可が免許の交付以前に与えられることを要求しておらず、かえって許可申請の提出により正当化される。公益宣言のデクレに對しコンセイユ・データに提起された訴え

はデクレの効力を停止させる性格を持つものではなく、行政がその決定を執行するの何の妨げもない。以上のごとく、申請人らの申立ての中に重大な理由はない。他方、回復したい損害については、フランマンヴィル原発の敷地が断崖を削り、荒蕪地を利用することによって農業用地の減少を少なくするなど多くの利点を有している。たしかにこの景観地は大きな変容をこうむるが、しかし、すでに鉱山がこれを変容してしまっており、この鉱山は本来あと一二年間、断崖の状態に回復したい変容を与え続けたはずであった。

これに対して、申請人は、さらに書面を提出し、EDFは土地に對しいかなる権利も持たず、表見所有者の資格も本件では主張しえないこと、都市計画法四二一条三項によると、公領域の占有の許可は建設の許可申請に添付されなければならないのに、本件では許可の方が後であったこと、一九七六年七月一〇日法は少なくとも一部施行されていること、原発施設設置の許可は建設免許より先に与えられなければならないが、仮に申請がこれを正当化しうるとしても、三、四号炉は未だ申請の途中であり、免許の全部についてこれを正当化することはできない、などと主張した。

EDFは、申請人らの申請の棄却を求めておおむね次のような意見書を提出し

フランス判例百選

別冊ジュリスト 25号
B5二六五頁七〇〇円

◆法典国フランスにおいても判例研究は不可欠であり、ことに公法判例の重要性は圧倒的に大きい。このフランス法を学ぶのに必読の主要判例を収録。

- 序文.....野田良之
- 憲法—人民投票争訟についての憲法院の権限・統治行為など12件/行政法—行政法と行政裁判権・商工業的公役務など16件/民法—相続分割の効果・内縁の不当破棄など18件/商法—手形保証・営業財産など11件/民事訴訟法—売買の目的物の瑕疵の立証責任の分配など6件/刑法—不作為による総て犯緊急救助義務など13件/刑事訴訟法—録音テープの証拠能力など5件/労働法—労働協約と慣習など4件/無体財産法—商標の保護要件など5件(計九〇件)付・フランス判例百選総索引

た。本件申請は申請人が申請適格を欠いているから、不適法である。EDFは都市計画法四二二―一条により、取用の資格をもつものとして免許申請ができた。

一九七六年七月一〇日法二条は一九七八年一月一日に施行されたのであり、環境大臣の事前の意見は必要でない。環境影響評価は行われた。原発施設設置の許可が建設の免許より先に与えられなければならないということはいかなる法律の条文にも規定されていない。この二つの手続は全く別のものなのであり、許可の申請はすでに一九七六年一〇月一八日に提出されている。厚生大臣の意見は必要でない。免許の申請がなされた一九七七年一月二十九日に、公領域の占有につき意思の合致があり、築堤の許可の日が一月六日だったとしてもそれは本質的な瑕疵ではない。SDAUに対する争訟手続は略式のもので意見書の提出は許されない。取用手続における違法は建設免許に対しては働かない。

(4) 裁判所は一九七八年四月二十八日期日を聞き、次のように決定を下した。

『フランマンヴィル断崖農地グループ』のメンバーは、取用前は建設免許が執行される土地の所有者であり、他の申請人の農民も同様であるが、これら申請人は、越権訴訟による免許の取消と執行の停止を求める利益を有している。『情報および反原子力闘争地域委員会』もその

定款に規定された目的により、同じく適格を有する。』

「EDFがフランマンヴィルの景勝地に実施するであろう工事の性質上、建設免許の執行は、それが取り消されたとき回復することがきわめて困難な損害をひき起すことにならう。」

「建設免許に対して提示された理由の少なくとも一つは、その文書の状態がそうであるから、重大であるとみられる。その結果、この免許の執行の停止を命ずべき理由がある。」

こうして、裁判所は、一九七七年一月三〇日にEDFに与えられた建設免許の執行を、免許の取消訴訟につき本審判決がなされるまで停止するよう命じた。

以上がカーン行政裁判所一九七八年四月二十八日の決定であるが、これに対して、EDFはコンセイユ・データに「執行停止」の執行の停止を求めて上訴し、工事を再び開始する意向だといわれる。築堤などによる断崖の工事は、建設免許に關係しないというのがその理由である。これに対して、住民側も現地に集結し、緊張が続いているようである(2)。

むすび

以上、フランスにおける原発立地の現状を手続的規制と裁判の面から概観した。紹介が簡単すぎて意をつくしていない嫌いがあるが、大体の傾向と問題の所在を知ることができたと思う。

フランスの現況を見てわれわれにとって興味深いのは、原発立地の手続に住民の意思を反映させる機会(その典型がアンケート手続)がかなりあることである。それが十分かどうかはここでは問わない。いずれにせよ、この種の手続を全く持っていないわが国にとって、フランスにおける手続のあり方は重要な反省材料になるように思われる。

もう一つ、裁判所による審査が手続的違法を中心に行われていることも注意してよい。もともと、この点をわが国に機械的に援用し、わが国でも裁判所は手続的違法のみを問題にし、実体判断をすべきでない、というふうに帰結するのは早計である。手続的違法のみを裁判で問題にし、実体的審理をしないことにすべきかどうかは問題である。なぜなら、住民に聴聞等の十分な参加の機会が与えられていないわが国の現状では、裁判が行政参加の代償的機能を営まざるを得ないからである。それにしても、わが国の非民主的な原発立地の手続は十分に批判され

なければならぬ。

(付記) 本稿で紹介したカーン行政裁判所の決定文は、パリ在住の三宅理一氏(東京大学工学部建築科大学院)に急遽送って戴いたものである。この紙面を借りて厚くお礼申し上げたい。

(あわし・たけひさ)立教大学教授

(1) Didier Anger, Chronique d'une lutte—Le combat anti-nucléaire à Flamanville et dans la Hague, 1977.
(2) Le monde, 18 Mai 1978; Le matin, 18 Mai 1978.